

こども福祉医療センター新施設整備の基本方針について（お知らせ）

県では、当センターについて、老朽化の進行や利用状況の変化等の課題があることから、昨年度、外部有識者からなる「県立こども福祉医療センター整備検討委員会」を設置し、新施設の整備（建て替え整備）の検討を行いますとともに、その検討結果を受け、利用者説明会を開催するなどして、利用者の皆様のご意見を伺ってまいりました。

この中で皆様から大変重要なご指摘を数多く頂戴いたしました。

県としましては、整備検討委員会の検討結果と合わせてこれらの利用者の皆様のご意見やご要望などを総合的に勘案して検討いたしました結果、下記の基本方針により、新施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

新施設の整備に当たりましては、何より利用者の皆様からのご要望が強かった、機能訓練の充実や重症心身障害児施設の併設、新たな診療科目の設置など施設機能の充実を図ることを最優先に、県が責任を持って関与・支援しながら整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【新施設整備の基本方針】

- 今後も県内唯一の肢体不自由児施設の機能を維持し、サービスの充実を図るため、民間が整備運営する施設に対し、機能を充実・強化するための財政支援や政策的な事業の委託などによって、県が責任を持って関わっていく方式により整備を進める。
- 新施設の事業者は、施設入所待機者が多く、NICUからの転院先の確保の面からも整備の緊急性の高い重症心身障害児施設を一体的に整備運営できることを条件に今年度中に選定する。
- 新施設の整備場所は、現在の水戸養護学校との連携・協力関係を重視し、「旧水戸産業技術専門学院跡地」とし、県立こども病院、県立医療大学付属病院等とも連携を図っていく。

※このお知らせ文は、平成22年11月9日からセンター受付において掲示・配布されております。